

内閣府委託調査

平成28年度

**社会的インパクト評価等に関する
海外（欧州）調査**

報告書概要

平成29年3月

PwCあらた有限責任監査法人

目次

本資料で用いる略語

1. 調査対象の整理
2. アイルランド休眠預金活用制度
参考) PobalのDAF助成プログラム
3. PobalのDAF助成プログラムにおける社会的インパクト評価
4. EIFの概要と社会的インパクト志向のプログラム
5. SIAの概要
6. SIA (EIF)における社会的インパクト評価の考え方
7. SIAの第一レベル評価におけるKPIの設定
8. EaSI信用保証スキームの内容
9. EIFの活動
10. EIFの提唱する社会的インパクト評価モデル

本資料で用いる略語

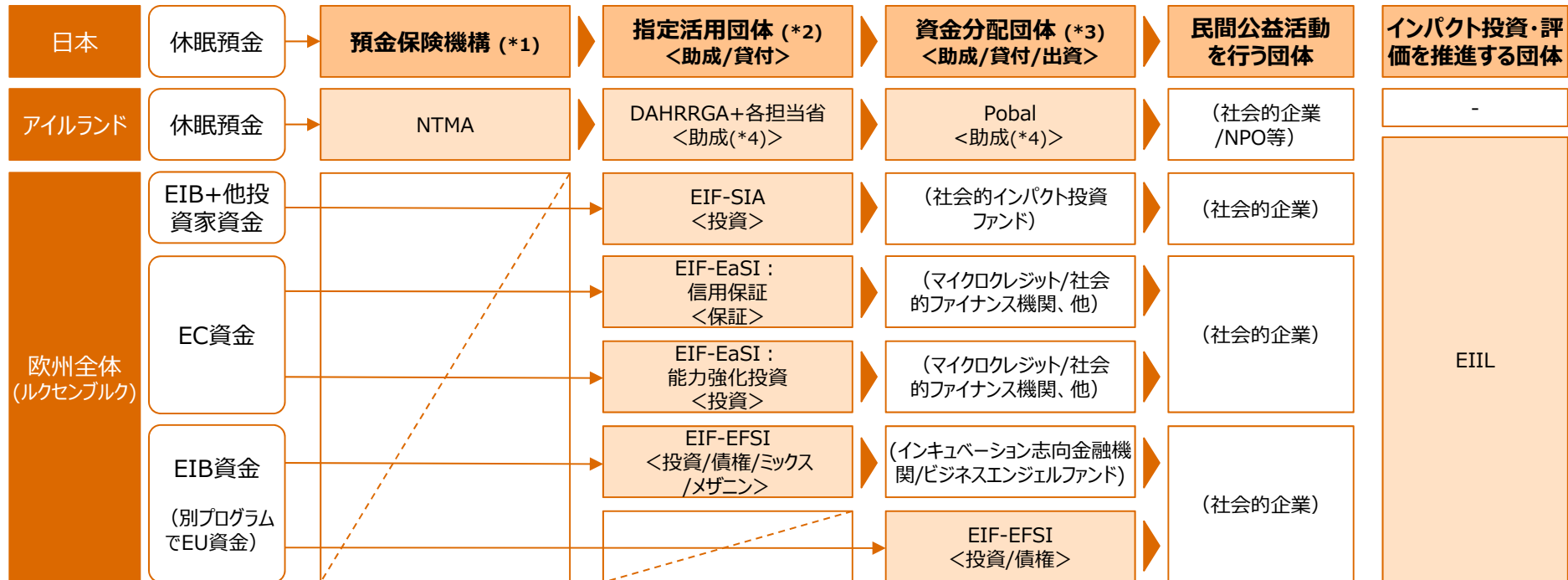
略語	正式名称
CAPM	Capital Asset Pricing Model
CBI	Central Bank of Ireland
DAF	Dormant Account Fund
DAHRRGA	Department of Arts, Heritage, Regional, Rural and Gaeltacht Affairs
DECLG	Department of Environment, Community, and Local Government
DoF	Department of Finance
DPER	Department of Public Expenditure and Reform
EaSI	European Commission's Programme for Employment and Social Innovation
EC	European Commission
EFSI	European Fund for Strategic Investments
EIB	European Investment Bank
EIF	European Investment Fund
EIIL	European Impact Investing Luxembourg
EU	European Union
GECES	Expert Group on Social Entrepreneurship
IRIS	Impact Reporting & Investment Standards
IRR	Internal Rate of Return
ISIF	Ireland Strategic Investment Fund
KPI	Key Performance Indicator
LIIP	Luxembourg Impact Investing Platform
NDS	National Drug Strategy
NTMA	National Treasury Management Agency
PbR	Payment-by-Result
ROI	Return on Investment
SIA	Social Impact Accelerator
SIB	Social Impact Bond
SIS	Société d'Impact Sociétal
SITRA	Suomen Itsenäisyyden Juhlarahasto
SME	Small-Medium Enterprises
SROI	Social Return on Investment

通貨換算レート 1ユーロ=123.42円 (2017年3月15日現在)

*三菱UFリサーチ&コンサルティング過去為替相場 TTS (http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past_3month.php)

1. 調査対象の整理

本調査の対象機関について、日本における休眠預金活用で想定されているモデルに合わせてその位置づけを下図の通りに整理した(注)。

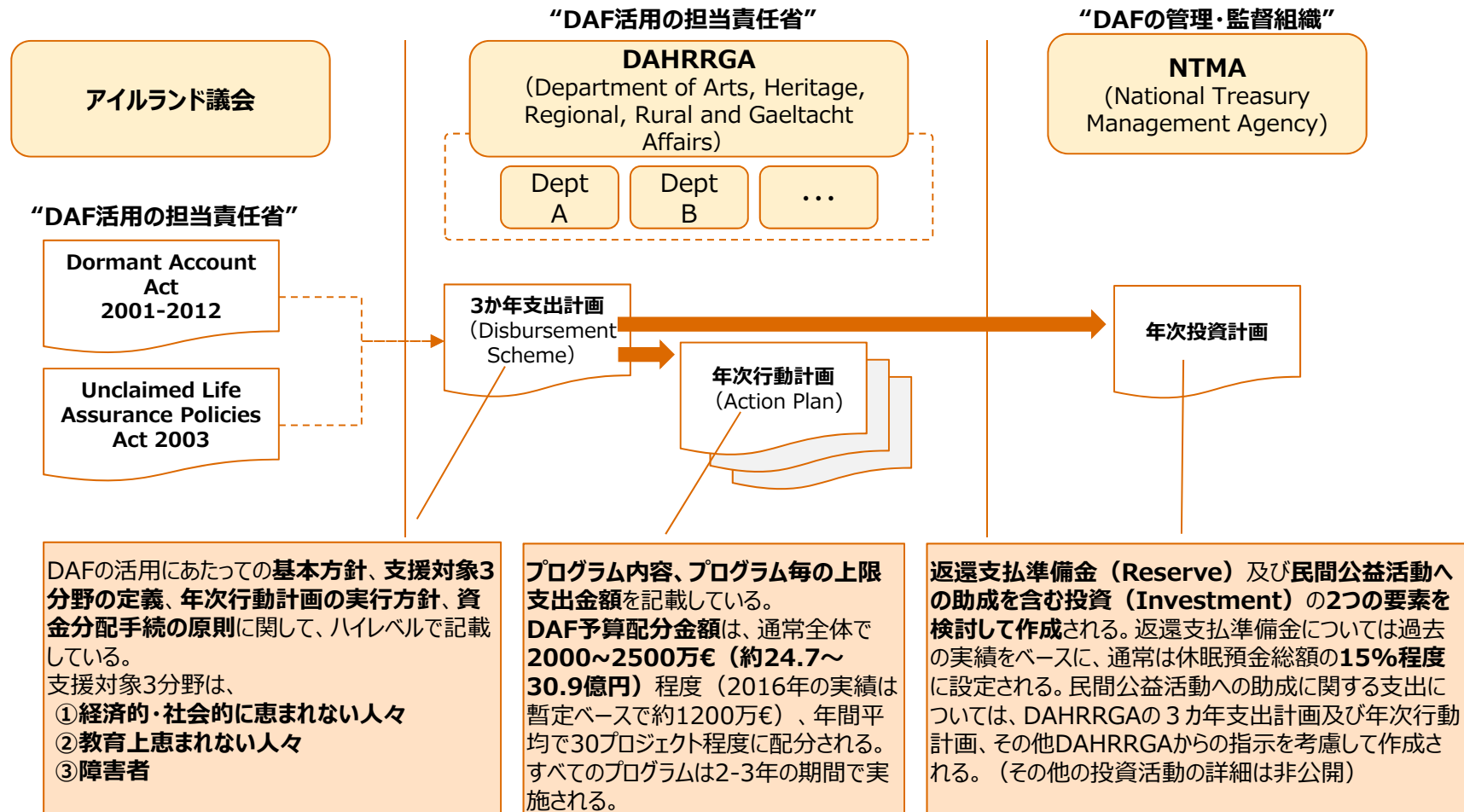


- *1) 預金保険機構は、事業計画の実施に必要な金額を指定活用団体に交付する。
- *2) 指定活用団体は、民間公益活動促進業務の実施について責任を負い、事業計画等に基づいて資金分配団体を選定し、助成又は貸付けを行う。
- *3) 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体を選定し、助成等を行う。
- *4) 正確には、DAHRRGA及び各担当省から助成先団体への助成であり、Pobalにはその仲介を行っている。Pobal向けには助成ではなく委託報酬が支払われる

注：各国・地域の状況により、完全に日本のモデルとの対応関係を定義することは難しく、特にEIFについては、休眠預金を原資としていないため、資金提供先や機関（及び金融商品）の目的・性質に照らして便宜的に整理している点に留意が必要である。

2. アイルランド休眠預金活用制度 ①根拠法案・予算配分方針

DAHRRGAは他の関連各省等と3年に一度協議を行い、DAFに関する3か年支出計画を作成する。これに基づき、DAHRRGAは関連各省と協議の上年次行動計画を策定し、NTMAは年次投資計画を策定する。

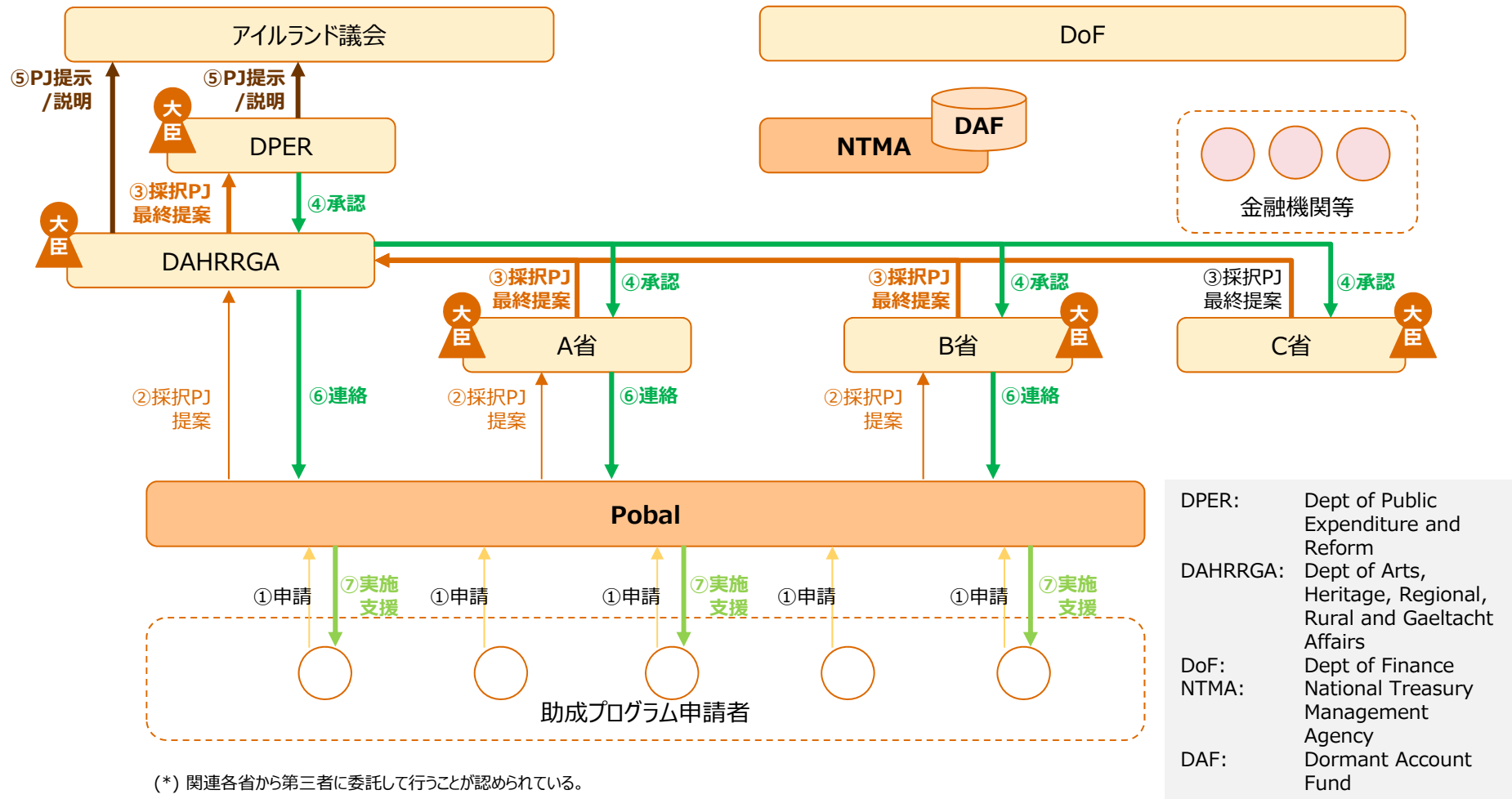


注) 休眠預金の定義：①15年にわたり預金者等が入出金等の取引を行わなかった預金、②満期後5年が経過した満期保険金のある生命保険証券
適用範囲：①銀行及び住宅金融組合における預金、株式、当座預金、②An Postにおける口座、定期預金勘定、貯蓄債券、積立貯金、③特定の生命保険証券

出典:ヒアリング結果を元にPwCあらた有限責任監査法人作成

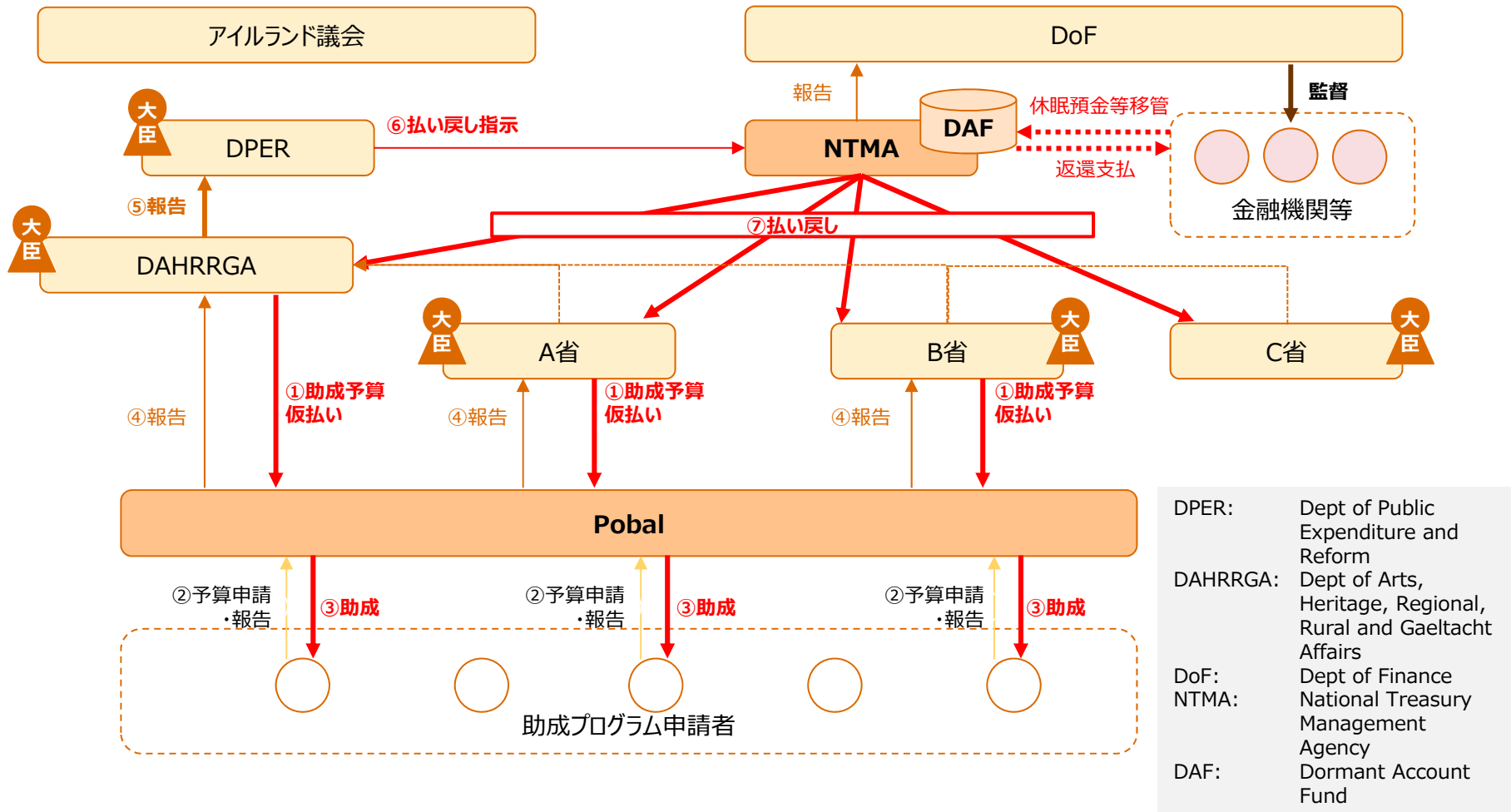
2. アイルランド休眠預金活用制度 ②プロジェクト決定の流れ

プロジェクトの公募・審査・運営については、Pobalにほとんどの業務が委託されている(*)。プロジェクトの採用決定権は担当省にあり、最終決定権はDAHRRGAあるいはMinister for Public Expenditure and Reformにある



2. アイルランド休眠預金活用制度 ③資金の流れ

プロジェクト承認後、関連各省からPobalへ助成予算の仮払いが行われる(①)。助成金はプロジェクト毎にPobal経由でプログラム実施者へ支払われ(③)、事後的にDAFから関連各省へ資金を払い戻される(⑦)。



参考) PobalのDAF助成プログラム(支援領域1~4)

DAHRRGAの最新の年次行動計画を元に、現在Pobalでは8つの支援領域(measure)に対して助成の公募を行っている。

#	支援領域	プログラムの概要	支援対象 [詳細要件]	支援金額 (下限/上限)	支援期間
1	社会的企業	小規模な資本的支援を行うことで社会的企業のサービス提供能力を強化し、売上を伸ばすことでインパクトを拡大させることを目的としている。助成の対象となるのは、機械や特殊な備品、改修作業、組織の能力強化に関わる費用であり、約30のプロジェクトに対しての助成が想定されている	Forfas (*1) が定めた社会的企業の定義を満たす法人格を持つ企業 [プロジェクト総額の2割について他の資金提供者がいること]	20,000€/ 原則100,000€	12ヶ月
2	青少年の雇用	雇用市場から切り離され、教育機会に恵まれず、メインストリームの支援を受けない傾向にある青少年を支援することを目的としている。こういった青少年に対する研修、起業を支援する費用を対象としており、約8-10のプロジェクトへの助成が想定されている。	Public Participation Network Guidelines (*2) により定義されたSocial Inclusion Organisations、Local Enterprise Offices、Local Community Development Committees、Educational Training Boards、National/Regional Youth Organisations、Local Development Companies、 [法人格があること、脆弱な青少年の支援事業において最低3年の経験があること]	50,000€/ 原則100,000€	~18ヶ月
3	在宅介護サービス支援	介護サービス提供者のスキルの向上を図ることでサービスの質を改善させる他、サービス提供者の怪我のリスクや心理的な負担を軽減させることを目指している。在宅介護者に対する研修、サポート・サービス、情報の拡散などが助成の対象であり、約8-10のプロジェクトへの助成が想定されている。	①地域あるいは②全国レベルの介護サービス支援グループ・団体 [法人格があること、介護サービス提供者に関わる事業において最低3年の経験があること]	① 20,000€/ 40,000€ ② 50,000€/ 250,000€	12ヶ月
4	薬物・アルコールの乱用防止	アイルランド政府のNational Drugs Strategy (以下、NDSと略記)を実施するためのプログラムであり、一般市民及び特定のリスク・グループを対象とした啓蒙活動などのインシアチブが対象である。24のプロジェクトに対して助成が想定されている。	アイルランド政府のNational Drugs Strategyを実施するために組織されたLocal Drug and Alcohol Task Forces 及びRegional Drug and Alcohol Task Forces	30,000€/ 50,000€	12ヶ月

*1) 企業、貿易、科学、技術、イノベーションに関するアイルランドの国家政策諮問委員会。

2014年8月に解消され、Department of Jobs, Enterprise and Innovationに機能が移管された。

*2) 市民が政策決定に参加、地方自治体の活動を監督する上でのフレームワークに関する政府のガイドライン。

参考) PobalのDAF助成プログラム(支援領域5~8)

(続き)

#	支援領域	プログラムの概要	支援対象 [詳細要件]	支援金額 (下限/上限)	支援期間
5	地域社会のコーディネーション (障害者サービス)	障害者及び自閉症の患者の地域社会における参画を推進するためのプログラムである。個人レベルにおいては、情報提供や自己啓発の支援などを行ない、コミュニティー・レベルにおいては政府・非政府サービス・プロバイダーとの関係確立、啓蒙活動などの活動が支援対象である。パイロット的に5-7つのプロジェクトを支援することが想定されている。	Health Act 2004のもと資金支援を受けている非政府組織・団体、法人格を有するコミュニティー団体、国家機関 [他の組織とのパートナーシップが応募の前提]	50,000€/100,000€	18ヶ月
6	障害者住宅センターが Health Information and Quality Authority (*3) 基準を満たすための支援	障害者にとって、安全な施設、質の高いサービス、必要なサービスへのアクセスを提供するためのプログラムである。助成対象は、①障害者のニーズに対応する改装工事、備品の取り替え・アップグレード等、②施設の安全管理などに関わるスタッフのスキル向上を目的とした研修、である。①に関しては10-12プロジェクト、②に関しては2-4つプロジェクトを助成することが想定されている。	①小規模かつ喫緊な資本的支援：Health Information and Quality Authorityに登録し、検査済みの子供を対象とした障害者住宅センター [プロジェクト総額の最低 5 割について他の資金提供者が存在すること] ②研修:国家機関、Health Act 2004 Sections 38 and 39のもと資金支援を受けている非政府組織、法人格を持ったコミュニティー団体、研修のプロバイダー	① 20,000€/40,000€ ② 20,000€/50,000€	12ヶ月
7	青年障害者支援	Comprehensive Employment Strategy for people with disabilities (障害者の雇用に関するアイルランド政府の10年戦略)の実施をするプログラムであり、高等学校教育終了前の就職ガイダンスの提供、高等学校教育前後におけるライフ・スキルの習得、進学・就職へのトランジションを支援するインシアチブなどが対象である。小規模かつ大規模のプロジェクトそれぞれ5つを支援することが想定されている。	法人格を有している青少年事業の経験のあるコミュニティー団体、国家機関 (Education Training Boards, Education Centres、Third Level Institutions、Second Level Schools、Health Service Executive)、Health Act 2004 Sections 38 and 39のもと資金支援を受けている非政府組織、が対象となる。また、プロジェクトは他の組織とのパートナーシップを前提としている。	20,000€/50,000€	18ヶ月
8	障害者のためのレスパイト・サービス	障害者に対して施設を必要としない革新的なレスパイト・サービスの提供を支援することを目的としている。例えば、ホスト・ファミリーとの短期滞在、バディー・システムなどが想定されている。小規模なプロジェクト10、大規模なプロジェクト6-7つを支援することが想定されている。	法人格を持った、Health Act 2004 Sections 38 and 39のもと資金支援を受けている非政府組織、コミュニティー団体、Family Resource Centres、Local Disability Groups、Sporting and Leisure Groups、Development Companies	15,000€/30,000€	18ヶ月

*3) アイルランドにおける医療および社会的介護サービスの向上を目指す国家機関。

3. PobalのDAF助成プログラムにおける社会的インパクト評価

各助成先団体は、Pobalが提供するプロジェクト完了報告要件に沿って社会的インパクト評価を実施しPobalへ報告を行う。社会的インパクトの達成目標に関してはプロジェクト開始前に両者で協議を行う。

【Pobalから助成先団体へ配布されるプロジェクト完了報告要件の例】

領域 1 - 社会的企業

表 1 は Pobal のウェブサイトにあるアウトシートに記載されているアウトプットとアウトカム の指標であり、Pobal はこれらを用いて各担当 省への報告を行います。この報告書を作成するために、支援先社会的企業は表 2 にある質問に答えていただくことになります。

表 1: 公表済みアウトプット・アウトカム

アウトプット:

- 支援した社会的企業の種類 (報告用に既定リストが作成される)
- 助成の結果、地域社会あるいは対象グループに対してサービスを改善・向上させたサービス数 (プロジェクト終了後、想定された 発展があったかどうかを確認)

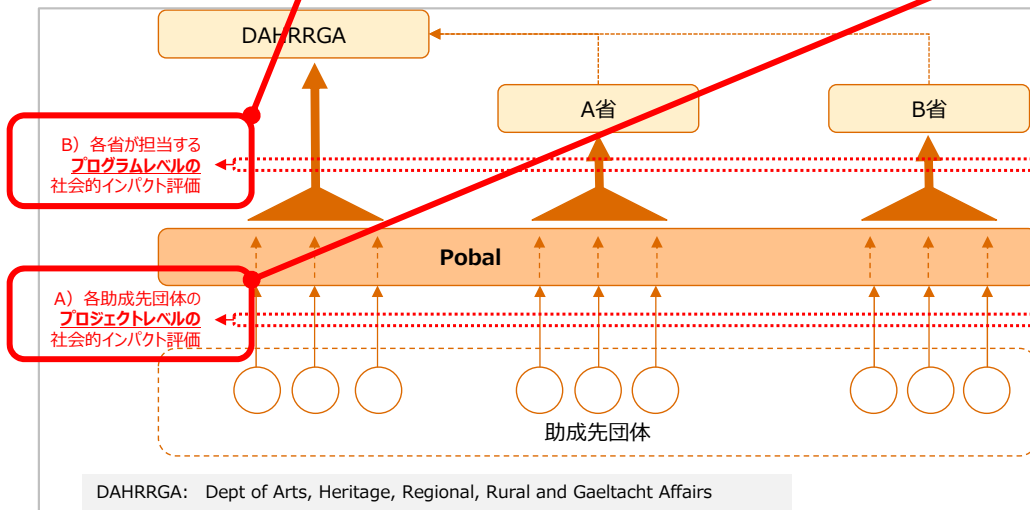
アウトカム:

- 助成の結果、支援先社会的企業において新しく創出された雇用ポジション数 (その内、労働市場から最もかけ離れた人々によつて埋められた雇用ポジション数)。雇用ポジションは正規雇用あるいはパートタイム雇用と分類し、平均時給を利用。
- 助成の結果、支援先社会的企業において維持された雇用ポジション数 (その内、労働市場から最もかけ離れた人々が維持した雇用ポジション数)
- 助成の結果、どのようにしてサービスが改善・向上したか (既定のリストから選択。例: 地域拡大、サービスの効率改善、売上高の増加など)

表 2: 報告用の質問項目

データ質問	データの入力フォーマット	コメント
1. プロジェクトは予定どおり完了したか?	はい/いいえ	
2. プロジェクトが未了の場合、その理由の説明および予定完了日	自由にテキストを入力	100 字以内
3. 支援先社会的企業によって提供されたサービスの種類	該当する項目全てにチェックを入れてください。 -コミュニティ・レベルの小売 -コミュニティ・レベルの交通 -環境とエネルギーに関わるサービス -食品生産、食品サービス (例: 食事トラック) -食料銀行、食料配布 -スポーツ、レジャー -観光、遺産や伝統に関わるサービス -その他 (内容を明記)	
雇用創出		
4. 助成により支援先社会的企業において新しく雇用が創出された場合、その雇用ポジション数	正規職員数 パートタイム職員数	「正規職員」の定義は企業ごと異なるが、ここにはあなたの企業が定める「正規職員」について記載して下さい。
5. その内、それ以前無職あるいは Live register 1 に掲載されていた人により埋められた雇用ポジション数	正規職員数 パートタイム職員数	
6. 助成により支援先社会的企業において雇用が維持された場合、その雇用ポジション数	正規職員数 パートタイム職員数	「維持された既存のポジション」とは、助成がなくなる危険にあった雇用ポジション、助成の結果契約期間・時間が延長された雇用ポジションを指す。
サービスの改善		
7. 支援先社会的企業、または社会的企業が提供するサービスは助成の結果、どのようにして改善・強化されたか?	該当する項目全てにチェックを入れて下さい -提供サービスの幅の拡大 -提供サービスの地域拡大 -新たなターゲット・グループに対するサービスの提供 -サービス提供時間の増加 -効率・費用対効果の向上 -サービスの質の改善 その他	
8. 助成の結果、提供されたサービスからの売り上げは増加したか?	はい/いいえ	
9. サービスの質の改善、またユーザーにとってどのような変化をもたらしたか、について簡潔な説明を記載して下さい。	自由にテキストを入力	100 字以内 例: 傾斜路を設置し、アクセスを改善した結果、障害者・高齢者ユーザーの利用が明確に改善した。我々の試算では、設置後 10 人の新しいユーザーが創出された。我々は地域の障害者および高齢者サービスに対して認知を広めることに努める。

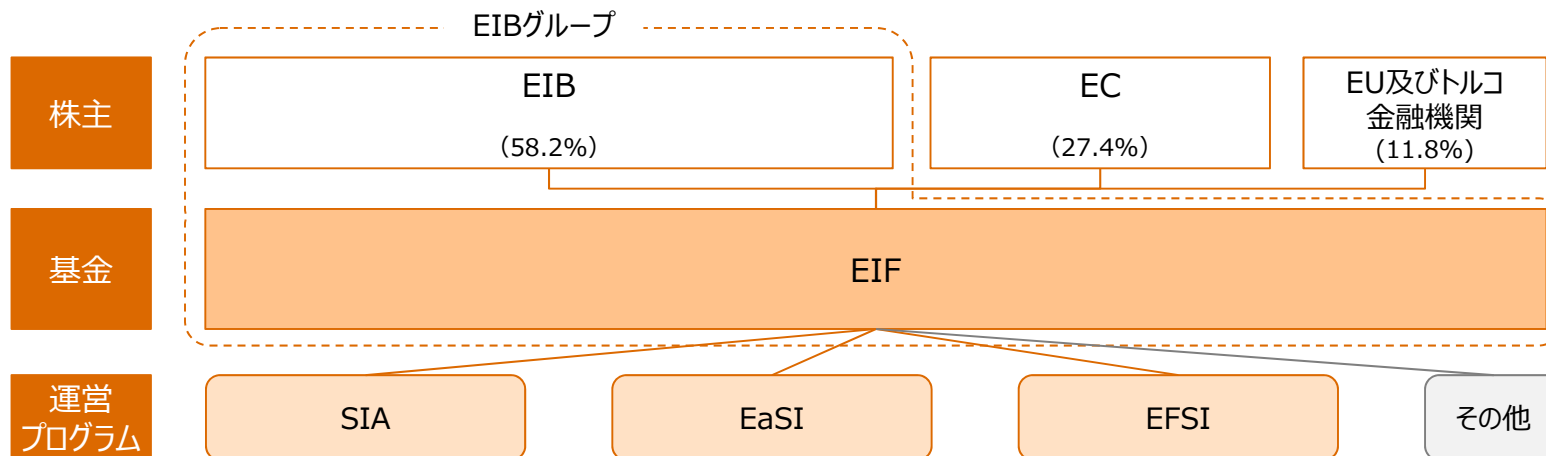
【評価・報告体系】



出典: Measure 1 Social Enterprises end of project reporting、ヒアリング結果を元にPwCあらた有限責任監査法人作成

4. EIFの概要と社会的インパクト志向のプログラム

EIFは、エクイティファイナンス、デットファイナンス、保証等、事業目的を達成するための様々な金融商品を有している。EIFの事業の中でも、特に社会的インパクトを志向したプログラムとして、SIA、EaSI、EFSIがある。



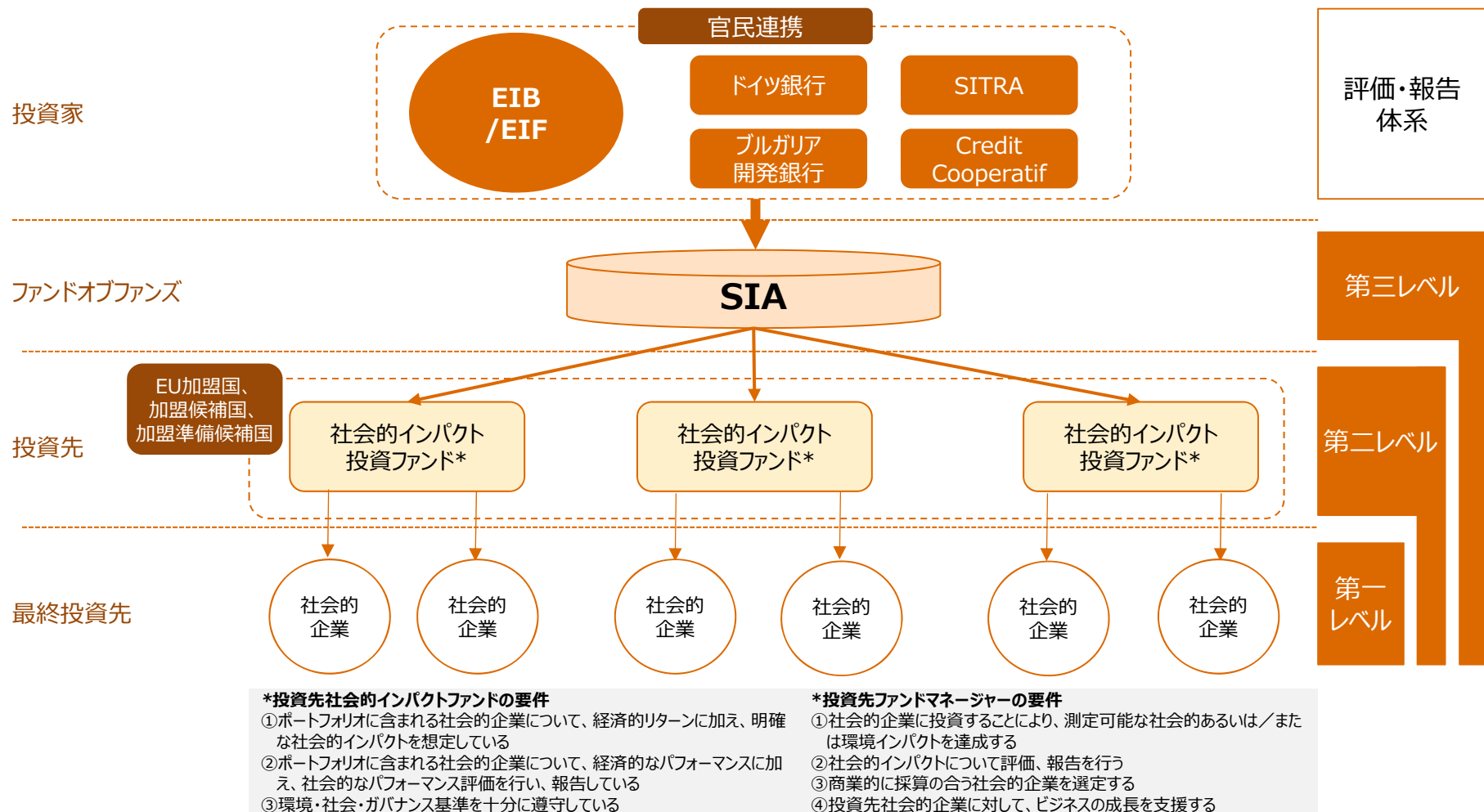
開始：2013年
主導：EIBグループ
目的：社会的企業の金融へのアクセス支援、社会的投資市場の整備、持続的な市場の育成支援、インパクト投資を実施する民間投資家の参加と彼らに対する知見共有
内容：ヨーロッパにおける社会的企業を戦略的に投資対象としている社会的インパクトファンド（Social Impact Venture Capital Fund）へのエクイティ投資（2013年～）
資金：2億4,300万ユーロ（約300億円）
 （内、EIBグループ分は2億3,900万ユーロ（約295億円）、2015年7月時点）。

開始：2015年
主導：EC（EIFが運営）
目的：EUが目指す高いレベルの雇用水準、十分な社会保護の保障、貧困及び社会的疎外への対抗、労働環境の改善に貢献することでEurope 2020戦略を実現すること
内容：社会的企業へのローン及びマイクロクレジットに対する信用保証（2015年6月～）
 マイクロクレジット及び社会的ファイナンス機関の能力強化を目的とした能力強化投資（2016年12月～）
資金：2014～2022年の間で、総額1億9,300万ユーロ（約238億円）
 （全てECが負担）。

開始：2015年
主導：EIBグループとEC
目的：EU域内の戦略的投資に関して、民間投資を動員すること
内容（EIF分）：社会的企業に関連する金融機関・ビジネスエンジェル等への投資、またはそれらとの共同出資、PbRまたはSIBを担う機関への間接的な資金提供
資金：210億ユーロ（約2.59兆円）
 （160億ユーロ（1,97兆円）がEU、50億ユーロ（約6200億円）がEIBによる拠出）
 EIFが運用しているのはこのうち50億ユーロ（約6200億円）。

5. SIAの概要

SIAはヨーロッパ官民連携のファンドオブファンズとして、社会的インパクト投資ファンドへ投資を行っている。過去3年間の実績では一件当たり620万～1,000万ユーロ(約7.7億～12.3億円)規模の投資を行っている。



***投資先社会的インパクトファンドの要件**

- ①ポートフォリオに含まれる社会的企業について、経済的リターンに加え、明確な社会的インパクトを想定している
- ②ポートフォリオに含まれる社会的企業について、経済的なパフォーマンスに加え、社会的なパフォーマンス評価を行い、報告している
- ③環境・社会・ガバナンス基準を十分に遵守している

***投資先ファンドマネージャーの要件**

- ①社会的企業に投資することにより、測定可能な社会的あるいは/または環境インパクトを達成する
- ②社会的インパクトについて評価、報告を行う
- ③商業的に採算の合う社会的企業を選定する
- ④投資先社会的企業に対して、ビジネスの成長を支援する

6. SIA (EIF)における社会的インパクト評価の考え方

投資による経済的・社会的パフォーマンスは、それぞれのパフォーマンスを別々に測定し統合するという2ステップで算出する。このモデルは、社会的インパクト評価を投資案件別に横並びで比較することを意図していない。

- ①経済的パフォーマンス：一般的な投資リターンの算出方法（**資本資産価格モデル(CAPM)**）を適用する。
- ②社会的パフォーマンス：投資先ファンドレベルで事前に設定した社会的インパクトの目標値に対し、投資による実際のインパクトの測定値がどれだけの比率であるかを指標によって示した**ガンマ因数**を適用する（ガンマ因数は社会的パフォーマンス目標値を満たした状態を100として、インパクト実績値と目標値との比率で計算される）。
- ③統合パフォーマンス：経済的パフォーマンスと、ガンマ因数から設定される**インパクトマルチプル**（ガンマ因数100の状態を1として、目標以上の社会的インパクトを実現した場合は1以上の係数、目標以下の場合、1未満の係数となる）のかけ合わせにより、算出する。つまり、実現した経済的なリターンに対し、社会的インパクトの目標達成状況を考慮したインパクト調整を行うことで、投資に対する統合パフォーマンスを表現する手法である。

$$\text{インパクト調整後利益} = \frac{\text{投資から得られた絶対リターン}}{\text{①経済的パフォーマンス}} \times \frac{\text{投資時点を100として、投資後に観察されたインパクトレベル}}{\text{②社会的パフォーマンス}}$$

③統合パフォーマンス

ガンマ因数を活用したファンドマネージャーの成功報酬決定（通常はキャリドインタレスト95/5%に設定）

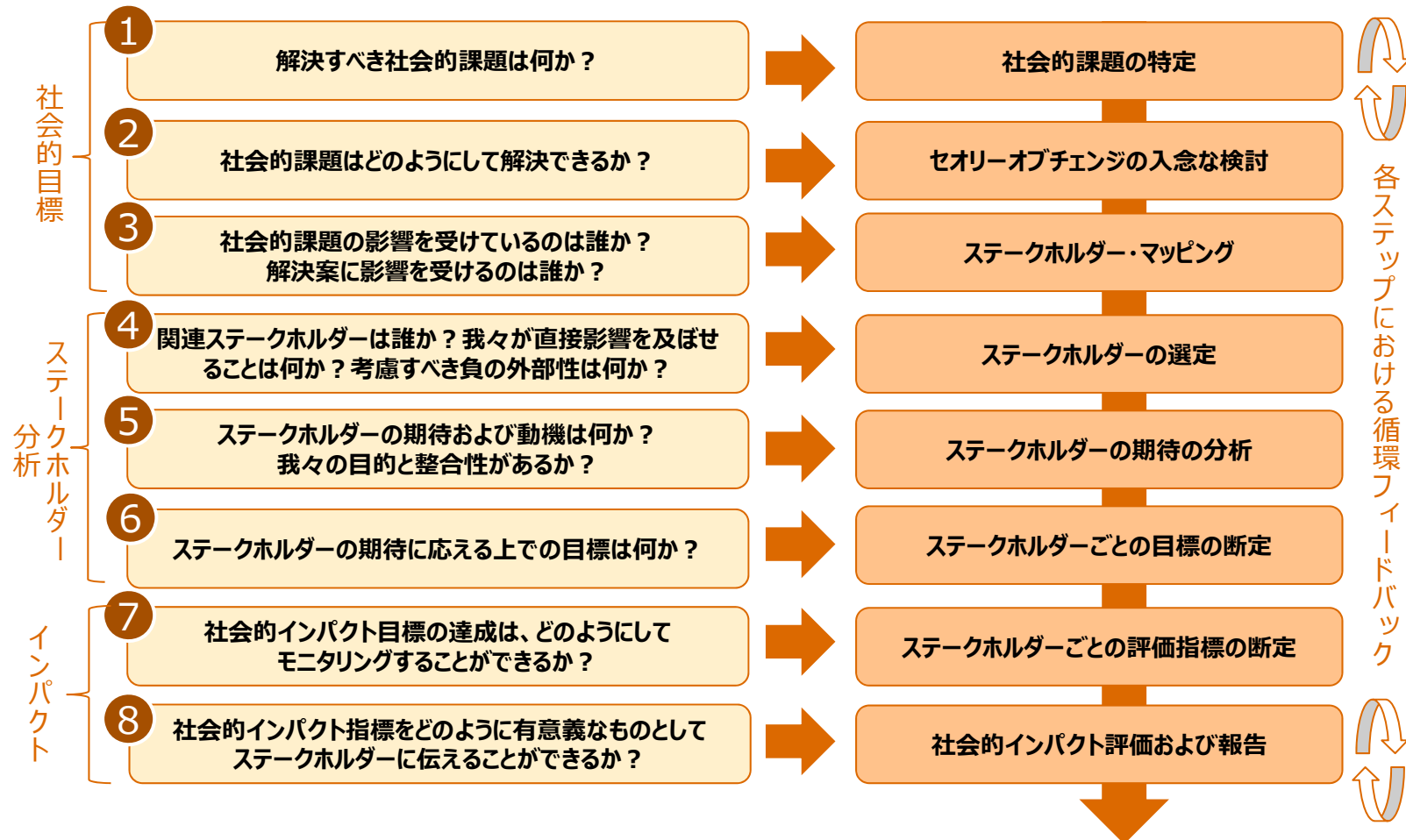
ガンマ因数が80に満たない場合は、ファンドマネージャーの成功報酬が減額される仕組みとなっている。

（ガンマ因数が100を超えてもキャリドインタレストの割合が増えることはない。ヒアリングによると、これはインパクト目標値が過度に低く設定されることを防ぐ目的がある。）

社会的パフォーマンス（インパクトマルチプル）	ファンドマネージャーの成功報酬の回収割合
0.8以上	100%
0.6以上0.8未満	50-100%（比例配分）
0.6未満	0%

7. SIAの第一レベル評価におけるKPIの設定

投資先ファンドマネージャーは、社会的企業と協議し、投資開始前に1～5程度の社会的インパクト指標とそれに対する目標値を設定する(第一レベルの評価)。指標・目標値設定ではロジックモデル活用が推奨されている。



8. EaSI信用保証スキームの内容

クレジットリスクを部分的に引き受け、金融仲介機関のアウトリーチを拡大し、従来のクレジット市場が十分対応してこなかった社会的企業や零細企業、脆弱な個人の金融へのアクセスを改善することを目指している。

【EaSI信用保証スキーム概要】

信用保証提供の対象	金融機関、信用保証スキーム、信用保証機関、財団、ファミリー・オフィス、社会的投資ファンド、その他ローン・信用保証・リスク分担商品を提供することが当局に認められている機関
社会的企業に対するローンの保証・再保証条件	1件あたり50万ユーロ（約6200万円）を上限としたローンを対象とし、保証期間は原則10年間（ローンの貸出期間は最低3カ月）、信用保証率は80%までと設定されている。また、EIFは、 融資先への好条件の設定、EaSIのプログラムなしでは提供できなかったカテゴリーの社会的企業に対する融資、過去実績のない地域における融資、過去実績のない融資商品の提供などの条件を金融仲介機関に求めている。
保証を提供する社会的企業の要件	年間売上高あるいは総資産が3,000万ユーロ（約37億円）未満であり、原則投資家・職員・オーナーに対して利益の分配を行わず、社会的インパクト評価についてEIFの規定を満たしており、基本的にEU加盟国、アルバニア、マケドニア、アイスランド、モンテネグロ、セルビアで設立・活動している必要がある。
ローンの対象分野	特定されていないが、雇用及び社会的包摂を含むEaSIの目標達成に貢献することが求められている。
実績	2016年9月末現在、フランス、ポーランド、スペインにおいて社会的企業に関わる計64件のローン、総額570万ユーロ（約7億円）についてEIFが保証あるいは再保証を提供している。一方、マイクロクレジットに関しては、19国において計13,021件、総額1億5,230万ユーロ（約188億円）のローンに対して保証あるいは再保証を提供している

【スクリーニングステップ】

各金融仲介機関からの関心表明をもとに、金融仲介機関が選定基準を満たしているか、募集要項で求められている全ての書類が提出されているかが確認される。また、関心表明書の①内容の質、②インパクト、の2つの観点から審査が行われる。2つの観点からの評価は下図のスコアマトリックスに当てはめられ、A1、A2、B1のスコアの関心表明書が第二段階へと進み、B2、C1、C2の関心表明書はリザーブリストへ移され、A3、B3、C3はこの段階で却下される。

内容の質

インパクト	A1	B1	C1	<input type="checkbox"/> 仮選定 <input type="checkbox"/> リザーブリスト <input type="checkbox"/> 却下
	A2	B2	C2	
	A3	B3	C3	

① ビジネスプラン、リスク管理、ローン回収計画、報告義務遂行能力、② 財務情報、③ 価格条件・貸出ポリシー、④ ローン・ポートフォリオ構築能力、に焦点を当てたデュー・ディリジェンス及び応募金融仲介機関とのディスカッションが行われ、最終的な関心表明書及び諸条件が設定される。第二段階で与えられたスコアは必要に応じて再検討される。

③ スコアマトリックス上“仮選定”に当てはまる応募団体につきEIF内部許可を取得し、最終選定先とする。

9. EIILの活動

EIILは、ルクセンブルクに拠点を置く金融関連機関等から構成されるオープンイニシアチブである。社会的インパクト投資セクターを発展させること、インパクトファイナンスを支援できるようにすることを目的に掲げている。

【EIILの活動領域】

領域 活動	インパクト投資			インパクト評価	
	法人格/組織	ファンド	資金調達方法	基準	手法
イベント					社会的インパクト評価 イニシアチブ
関連情報収集					
知見・理論の 体系化					
制度提言					
ロビー活動					

EIIL

- ✓ **法人格/組織（活動例）：**
社会的インパクト企業（SIS）を新しい法人格としてルクセンブルクに導入すべきとの考えのもと、法案の素案作成に関わったほか、法案通過のためのロビー活動を展開した。法案は2016年11月にルクセンブルク議会によって可決された。ワーキンググループの活動はこれを以って完了している。
- ✓ **ファンド（活動例）：**
アンブレラ型の社会的インパクトファンド「Luxembourg Impact Investment Platform (LIIP)」の設立を目指して活動しており、現在事業計画作成の最終段階にある。複数のサブファンドをまとめて1つのファンドとして運営し、サブファンドはホワイトラベリング（メインファンドのブランドの元での運用）されるような構想である。提唱の背景には、社会的インパクト投資ファンドにとって、厳しくなりつつある金融規制を満たす投資組織体を設立することが、複雑性やコストの観点で負担となっている現状がある。
- ✓ **資金調達方法（活動例）：**
SIBに関する規制やオペレーション手法に関して調査結果を踏まえたレポートを発行し、SIBを有力な資金調達手段の一つとして推進することに寄与している。

10. EIILの提唱する社会的インパクト評価モデル

ECの諮問機関であるCommission Expert Group on the social business initiative の5ステップアプローチをベースとし、各ステップを実施する上での実践的な手法を提言している。



ステップ1「目標設定」:

実践的なアンケートをベースとし、目標と因果関係の特定を行うことを勧めている。

ステップ2「ステークホルダーの特定」:

アンケート手法、SROIのステージ1手法、責任の所在特定手法、の3つの手法を提示している。

ステップ3「評価指標の設定」:

IRISやGlobal Value Exchangeのような確立されたデータベースから評価指標およびフレームワークを設定すべきとしている。

ステップ4「測定、データの認証、評価」:

インタビュー、デスクトップ調査などをベースとしたデータ収集の他、認識されたインパクト価値、SROI比率、顧客満足度調査など、SIS毎の活動に適した手法を用いることを提唱している。

ステップ5「報告、学び、改善」:

特定のフォーマットを提示せず、報告に含むべき項目についてレコメンデーションを行っている。また、報告においては、各ステークホルダーおよびサービス社会的企業にとって学びと改善を促すために、情報の実用性と透明性の確保を基本原則としている。特に、同5ステップアプローチの各ステップについては詳細に記載し、ステークホルダー毎に最も重要かつ意味のある情報を選別する重要性を強調している。